

○佐賀県警察手帳の取扱いに関する訓令

平成14年9月18日

本部訓令第13号

改正 令和4年3月23日警察本部訓令第10号

佐賀県警察手帳の取扱いに関する訓令（昭和35年佐賀県警察本部訓令第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察手帳規則（昭和29年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）が携帯する警察手帳（以下「手帳」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（名刺入れ）

第2条 手帳の名刺入れには、常時、名刺2枚以上を納めるものとする。

（手帳の携帯）

第3条 規則第6条の規定に基づき、警察官等が手帳を携帯しないことができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議又は事務打合せに出席する場合
- (2) 儀式に出席する場合
- (3) 災害警備応急対策のための作業に従事する場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、手帳を携帯することが不適當であると所属長が認める場合

（事故防止）

第4条 警察官等は、手帳の遺失、紛失、盗難等の事故防止に常に留意し、その取扱いを慎重にしなければならない。

（遺失、盗難等の事故報告）

第5条 警察官等は、手帳を遺失若しくは紛失したとき又は盗難等の被害に遭ったときは、直ちに所属長に届け出なければならない。

- 2 所属長は、前項の届出を受けたときは、直ちに、手配等の適切な措置を講ずるとともに、警察本部長に報告しなければならない。

（再貸与）

第6条 前条第1項の規定により届出を受けた所属長は、警察官等に手帳を再貸与する必要を認めたときは、警察手帳貸与申請書（別添様式）に写真（提出前6月以内に撮影した現

階級におけるもの)を添えて警務部会計課長(以下「会計課長」という。)に申請し、手帳の再貸与を受けるものとする。

本条…一部改正〔平成23.3本部訓令3、令和4.3本部訓令10〕

(交換)

第7条 警察官等は、次に掲げる事由が生じたときは、所属長に報告するものとする。

- (1) 手帳の本体又は記章が著しく汚損したとき。
- (2) 手帳の証票が著しく汚損したとき。
- (3) 昇任又は降任したとき。
- (4) 氏名を変更したとき。

2 前項の規定により報告を受けた所属長は、手帳の交換を必要と認めたときは、現物を添え、前条に準じて会計課長に交換申請を行うものとする。

本条…一部改正〔平成23.3本部訓令3、令和4.3本部訓令10〕

(返納)

第8条 警察官等は、離職した場合又は休職若しくは停職を命ぜられた場合は、所属長に直ちに手帳を返納しなければならない。

- 2 所属長は、警察官等が死亡した場合にはその家族をして返納させ、又は自ら返納のための処置を速やかに講じなければならない。
- 3 所属長は、前2項の規定により手帳の返納を受けたときは、当該手帳を速やかに会計課長に送付しなければならない。ただし、停職の場合は、当該停職期間中、所属長が保管するものとする。

本条…一部改正〔平成23.3本部訓令3、令和4.3本部訓令10〕

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

(佐賀県交通巡視員の服制及び服装に関する訓令の一部改正)

2 佐賀県交通巡視員の服制及び服装に関する訓令(昭和52年佐賀県警察本部訓令第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(佐賀県交通巡視員手帳の取扱いに関する訓令の廃止)

3 佐賀県交通巡視員手帳の取扱いに関する訓令(昭和46年佐賀県警察本部訓令第1号)は、廃止する。

附 則（平成23年3月31日本部訓令第3号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和4年本部訓令第10号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別添様式

文 書 記 号
年 月 日

警務部会計課長 殿

所 属 長

警察手帳貸与（本体、記章、証票交換）申請書

| 階 級 | 氏 名 | 氏名ふりがな | 職員番号 | 申 請 理 由 |
|-----|-----|--------|------|---------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

- (注) 1 件名のうち、不用な文字は抹消すること。
2 証票の貸与及び交換申請のときは写真を添付すること。
3 添付する写真は合又は冬制服、階級章着用、脱帽とし、バックは青色とする。
4 写真撮影にはデジタルカメラを使用し、そのデータを送付すること。

別添様式

本様式…全部改正〔令和4.3本部訓令10〕